

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 7 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市規則第 1 1 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 4 3 年鈴鹿市規則第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
(休業補償を行わない場合) 第 7 条の 2 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>拘禁刑</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) 略	(休業補償を行わない場合) 第 7 条の 2 条例第 8 条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。 (1) <u>懲役、禁錮</u> 若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和 27 年法律第 286 号）第 2 条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合 (2) 略

(鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則の一部改正)

第 2 条 鈴鹿市福祉医療費等の助成に関する条例施行規則（平成 1 3 年鈴鹿市規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第3号様式その2（裏）中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（鈴鹿市職員退職手当支給条例施行規則の一部改正）

第3条 鈴鹿市職員退職手当支給条例施行規則（平成22年鈴鹿市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第9号様式（裏）、第10号様式（裏）及び第11号様式（裏）中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（東日本大震災による被災者に係る鈴鹿市国民健康保険一部負担金等の特例措置に関する取扱規則の一部改正）

第4条 東日本大震災による被災者に係る鈴鹿市国民健康保険一部負担金等の特例措置に関する取扱規則（平成23年鈴鹿市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第2号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和7年6月1日から施行する。